

V 現状と課題

1 保存管理の現状

(1) 石垣の現状と挙動観察

ア 石垣移動量調査・石垣変位調査

築城から 400 年以上経過した盛岡城跡の石垣は随所で孕みや陥没が進行し、淡路丸南面や本丸東側、二ノ丸東側等で石垣の傷みが著しく、崩落の危険性が指摘されたことから、石垣修理を行うと共に、孕みや陥没の要因・構造を明らかにする必要性が生じてきた。このことから、文化財としての石垣を対象としたものとしては国内初の試みとして、昭和 60 年度から平成 10 年度にかけて、三ノ丸西側石垣の石垣移動量調査を実施した。

この調査は、H鋼の不動梁を石垣に寄りかける形で縦方向に設置し、石垣の部材 8 個を変位計やひずみ計で連結し、石垣石材の動きを 24 時間、365 日自動観測するとともに、精密測量による定点観測、沈下板の水準測量等も行った。

なお、石垣移動量調査の成果については、盛岡市・盛岡市教育委員会（2000）『史跡盛岡城跡石垣移動量調査報告書』を参照されたい。

石垣移動量調査は、石垣の局所的な挙動を把握するには有効であったが、調査方法・規模等において、おのずと範囲が限定されるため、城跡全体の石垣の変位状況を把握するには不向きであった。そこで、平成 11 年度より城跡全体の石垣変位状況を把握するとともに、修理の優先順位の検討材料とすること等を目的として、ミクロン・ストレインゲージによる定期的な計測調査を実施することとした。

この調査は、隣り合う石垣同士の石材面に、金属製チップを貼付け、ゲージを用いて 2 点間の距離を測定するとともに、部分的に角度の変化を計測するものである。

計測は月 1 度を基本とし、震度 4 以上（観測地点：盛岡市山王町・馬場町）の地震が両地点観測された場合には、その都度目視による現地確認を行うとともに、追加計測調査を実施している。

なお、平成 19 年度までの調査成果については、盛岡市教育委員会（2008）『史跡盛岡城跡Ⅱ－第 2 期保存整備事業報告書－』を参照されたい。

イ 石垣変位調査の概要（98・99 頁表 23、114 頁第 27 図）

調査箇所については、目視により石垣の孕みや陥没、ひずみ等が著しいことが確認された 8 地区（当初 7 地区）を選定し、観測を実施した。

多くの計測点では、季節の変化による温度差等による周期的な変動とみられるものがほとんどで、拡大と収縮を繰り返しているが、一部には変位の累積や地震による急激な変動が認められる箇所も存在している。

過去には、平成 20 年（2008）7 月に震度 5 を観測した岩手県北部地震により、いくつかの計測点で顕著な変位が確認されたが、その変位の累積はほぼ収束している。

その後、平成 23 年（2011）3 月 11 日に発生し、震度 5 強を観測した東北地方太平洋沖地震においては、いくつかの地点で微小な変位が確認されたが、平成 20 年 7 月の地震時よりも小さい変位量であり、これまでの変位の傾向を逸脱するものではないことが確認された。

V 現状と課題

しかし、平成23年4月7日に発生し、震度5弱を観測した東北地方太平洋沖地震の余震の際には、三ノ丸北側、北東側で比較的大きな変位が計測された。この範囲については、過去の大きな地震でも比較的大きな変位が確認された箇所であることから、変位の進行・加速の有無を注視するとともに、現在の計測点では把握しきれない挙動監視のため、計測点を増やして観測を行うこととした。

表 23 石垣変位調査結果概要（令和4年4月現在）

地区 (調査位置)	観測 箇所	観測開始 年次	観測結果概要
A地区 (吹上坂脇)	8→2	平成13年度	一部で震度4以上の地震が多発した平成15～16年にやや顕著な変位が始まり、平成18年始めまでに累積変位量は1mm程度みられた。その後は、まれに特異値が見られるものの、変位の累積は認められない。A1・A2の年平均変位量0.1mm。累積変位量は1.4～1.9mm。A3～8は平成29年度までの観測で急激な変位の累積が認められず、安定していることから、平成30年度以降休止
B地区 (吹上坂脇)	6→7 →8	平成11年度 (平成18・23年 度に測点追加)	多くは、過年度観測結果と大きな変化はなく、0.1mm/年程度の変位の累積傾向を示している。累積変位値は、B2・3・8については約1.3mm。B4～7の変位量は0.5mm前後。B1は平成23年の東日本大震災以降マイナス方向に変動傾向が変化し、開きが大きくなる傾向にある。来園者が多く通行する坂道に面していることから、令和元年度に飛散防止用ネットを設置した。
C地区 (二ノ丸西)	3→6 →3	平成11年度 (平成28年度測 点追加、平成30 年度削減)	全体的な観測結果としては、大きな変化は見られないが、隅石の前倒れが認められる。日陰にあたるC1・2は一定の累積傾向にあることから観測を継続しており、日向のC4～6は安定していることから中断している。観測開始から1.0～1.5mm程の累積が認められる。
D地区 (三ノ丸北西)	5→8	平成11年度 (平成24年度に 測点追加)	目視観測で大きな陥没と孕みが認められる箇所であるが、全体的な観測結果としては、大きな変位は認められていない。震度4以上の地震が多発した平成15年の終わりまでに-0.2mm～0.8mm程度の変位の累積が確認されている。その後、変位速度は落ちながらも変位の累積は継続していることが確認されている。また、一部では間詰石の動きによるものと思われる突発的な変位を観測する箇所も見られる。
E地区 (三ノ丸北)	8	平成11年度 (平成14・18・ 23年度に測点追 加)	観測当初から大きな変位が観測されている地区で、変位量の大きい箇所における観測開始時からの累積変位量の最大は16mmを超えていた。孕みの頂点にあたるE1・5の変位は常に累積しており、東日本大震災(4月7日余震)の際には、最大1.7～2.1mmの大きな変位が観測されている。全ての点の観測は崩落防止の土嚢設置のため平成30年2月から観測を中止した。

F地区 (三ノ丸北)	3→6	平成11年度 (平成29年度に 測点追加)	北面の隅脇石に生じた迫出しの段差を対象とし、平成29年度からは瓦門北袖東面に明らかな段差が認められることから観測を追加した。 現在までの変位量は北面が1.3mm程で累積はやや上昇傾向にある。
G地区 (三ノ丸南東)	6→0	平成11年度 (平成23年度に 測点追加)	当地区において変位の累積傾向が顕著な観測点は角石の上部である。この部分については概ね春に伸長するような変動傾向を示し、観測開始から平成28年度までに約4.5mmの変位の累積が認められた。 平成28年度に一部築石の積み直しや間詰石の充填などの工事の完了に伴って観測を終了している。
H地区 (三ノ丸北東)	2→0	平成11年度 (平成23年度に 測点追加)	地震により一時的に大きな変位が発生するが、その他の期間では変位の累積は認められていない。 東日本大震災での震度6以上の地震により、一時的に大きな変位が発生したが、その後の期間では顕著な変位が認められないことから、平成30年度から観測を中止
I地区 (本丸門北)	5	令和元年度	目視観察でも変位が顕著な本丸門北袖北東部の隅石を対象としている。観測4年目であるが、変位累積速度が他地区と比較して大きく、観測開始から年間0.35mm程の累積が認められる。
J地区 (榊山稻荷曲 輪石段)	5	令和元年度	目視観察でも変位が顕著な榊山稻荷曲輪入口の石段隅石を対象としている。観測4年目であるが、変位累積速度が他地区と比較して大きく、観測開始から年間0.46mm程の累積が認められる。
K地区 (本丸北)	7	令和3年度	一部間詰石の突出が認められ、これまで目視による定点観察を実施していた。平成29年度に突出していた築石の一つが抜け落ちたため、補修した。これ以外にも間詰石等の突出箇所があり、その傾向が顕著となったため令和2年4月から通行禁止措置をとっている。

(2) 地形及び遺構の改変

史跡の中には、本丸・二ノ丸・三ノ丸・淡路丸・榊山稻荷曲輪などの曲輪を構成する石垣が良好に残っており、史跡盛岡城跡及び岩手公園（盛岡城跡公園）の最大の特徴となっている。

堀は、内堀の北部と東側が概ね残存しているが、商店街や都市計画道路等により埋め立てられているほか、園路が堀の中を通るなど、いたるところで地形が改変されている。

城内建物のほとんどは、明治7年(1874)に入札による払い下げの後撤去され、城内はしばらくの間荒廃したが、明治36年(1903)に岩手県が公園整備を計画、明治39年(1906)4月から県の失業対策事業の一環として工事に着手し、同年9月岩手公園として開園した。公園の設計原案は、東京府の公園整備に携わっていた長岡安平によるものであった。

この公園整備の際に、本丸の南側と西側の石土居が取り崩され、天守台の付櫓部分や二階櫓、小納戸櫓、北東角櫓の櫓台突出部が撤去されるとともに、櫓台内部に喰込む形で石階段が設けられた。なお、同様の石階段は本丸門南側の石土居の曲折部にも設けられており、本丸南辺中央部には、淡路丸からの昇降に便宜をはかるための石階段が新設された。また、正面の廊下橋門も埋め立てられ、石階段が設けられた。

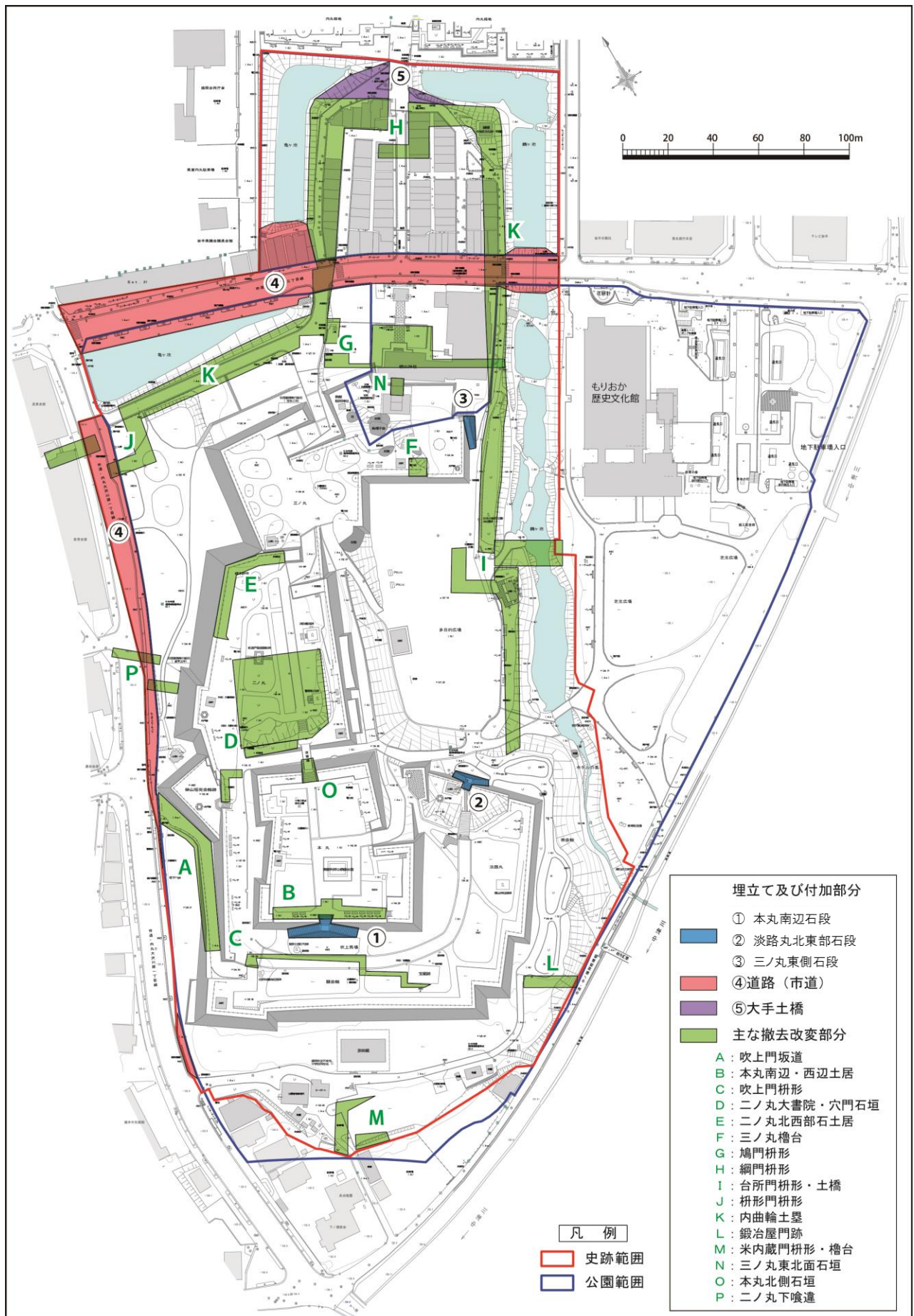
V 現状と課題

さらに、本丸と二ノ丸との間には廊下橋に代わり、擬宝珠をのせた渡雲橋が新設され、本丸南東の天守台と本丸西辺中央部には四阿が設置された。二ノ丸部分については、大書院の存在した南半部の中ノ丸に相当する範囲の地形が大きく削平されているほか、穴門に接していた石垣と北西部の石土居が撤去された。三ノ丸では、南東部に存在した櫓台石垣が撤去され、その跡に四阿が設置されたほか、東側には石段が設けられた。淡路丸部分については、部分的な石垣の撤去や地形の改変が行われているほか、淡路丸下の曲輪に存在した土塁と枳形、台所東側の土塁と枳形、三ノ丸下北側の土塁、枳形門の枳形が削平されている。

下曲輪については、明治33年(1900)に櫻山神社が遷座した際、大手土橋の一部や綱門枳形、土塁の一部が削平を受けている。また、戦後の商店街建設や都市計画道路工事により土塁が削平されたほか、内堀の一部が埋め立てられている。

表24 主な改変箇所（アルファベットは101頁第24図に対応）

A	吹上門坂道	I	台所門枳形・土橋
B	本丸南辺・西辺の土居	J	枳形門枳形
C	吹上門枳形	K	内曲輪土塁
D	二ノ丸大書院・穴門石垣	L	鍛冶屋門跡
E	二ノ丸北西部石土居	M	米内蔵門枳形・櫓台
F	三ノ丸櫓台	N	三ノ丸東側北面石垣
G	鳩門枳形	O	本丸北側石垣
H	綱門枳形	P	二ノ丸下の食違



第 24 図 主な改変部分

(3) 移築及び新設された建築物・主な工作物等

ア モニュメント

本丸には、明治38年(1905)に日露戦争に従軍戦死した南部利祥中尉の騎馬像が建立されていた。これは戊辰戦争により盛岡藩が受けた賊軍との汚名を晴らした功績を後世に残すため、東條英教が建設委員長となり、原敬、田中館愛橘、鹿島精一らが委員となり、五千人余の賛同を得て進められたものである。

製作にあたっては、身体部分を新海竹太郎、馬体を後藤貞行に依頼、久野留之助が鋳造した。花崗岩製の台座は、伊東忠太の意匠に基づいて横浜勉が設計、鹿島組が施工したものである。

なお、この銅像と周囲を囲む鉄鎖は太平洋戦争末期(昭和19年(1944))、金属回収により供出され、現在は台座を残すのみとなっている。

イ 移築・新築建築物

移築建築物については、明治期に内堀の反対側に所在した岩手郡役所から下曲輪の土塁上に移設された鐘楼(鐘は県指定文化財、時鐘奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘)と、平成元年(1989)、に都市計画道路下ノ橋更ノ沢線(市道内丸大沢川原線)の拡幅に伴い、内曲輪の南東部(史跡指定地外)に所在し、城内に所在した現存建物である彦蔵が路線計画範囲に位置していることから移設保存を決定、淡路丸下南側のかつて米内蔵が存在した地点に位置に移設した。彦蔵については、建築年代は明確ではないものの、当時の絵図等から江戸時代後期に建築された建物と考えられ、市の有形文化財に指定されている。

新築された建築物は表に挙げたものの他、便所や公園の便益施設等が存在するが、老朽化が目立つものもあり、市民から建替え等の要望が出ている。

表25 移築及び新設された建築物等

史跡指定地内	
鐘 楼	明治42年(1909)に鶴ヶ池(内堀)の反対側にあった岩手郡役所から移築。銅鐘は県指定文化財(時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘) なお、鐘楼については、平成23年の東北地方太平洋沖地震の際に破損したことから、平成26年度に修復工事を行った。
彦 蔵 (市指定文化財)	(平成元年移設) 都市計画道路下ノ橋更ノ沢線(市道内丸大沢川原線)の拡幅に伴い、城内に残る藩政時代の唯一の建築物であることから移設保存を決定。内曲輪南西部(史跡指定地外)から藩政時代に「米内蔵」が存在した現在地に移設
史跡指定地外	
地下駐車場	昭和46年(1971)開設
県立図書館	昭和43年(1968)芝生広場に建設、開館 平成23年(2011)にもりおか歴史文化館として開館

表26 主な工作物（構造物・石碑等）※（ ）内は設置年（数字・アルファベットは第25図に対応）

史跡指定地内		史跡指定地外	
①	巖手公園（明治39年（1906））	A	花時計（昭和45年（1970））
②	縣社櫻山神社（明治19年（1886）製作の銘、櫻山神社が現在地に遷座した際に北山から移設）	B	世界アルペンメモリアルモニュメント（平成5年（1993））
③	櫻山神社参道の鳥居（大正6年（1917））	C	原敬遺徳顕彰碑（昭和45年（1970））
④	史蹟盛岡城趾（昭和14年（1939））	D	教育の像（昭和49年（1974））
⑤	石川啄木歌碑（昭和30年（1955））	E	内務省北上川流域改修総合事務所跡地（平成3年（1991））
⑥	新渡戸稲造顕彰碑（昭和37年（1962））	F	トーテムポール（平成7年（1995））
⑦	消防義魂碑（昭和7年（1932））	G	教育記念像（昭和30年（1955）） →平成7年（1995）（史跡地内より現在地に移設）
⑧	警察彰功碑（明治42年（1909））	H	盛岡工業学校跡地記念碑（昭和55年（1980））
⑨	五訓之森碑（昭和7年（1932））	I	瀬川正三郎像（昭和50年（1975））
⑩	南部利祥中尉騎馬像（銅像）台座（明治41年（1908））	J	宮沢賢治詩碑（平成11年（1999））
⑪	宮野小提灯句碑（昭和26年（1951））	K	ガス灯（昭和61年（1986））
⑫	池野祐壽翁紀徳碑（大正7年（1918））		
⑬	櫻山神社跡地（大正9年（1920））		
⑭	宮沢賢治詩碑（昭和45年（1970））		
⑮	日本の都市公園 100選碑（平成元年（1989））		
⑯	噴水（昭和9年（1934）設置、昭和30年代に改修）		
⑰	ガス灯（昭和61年（1986））		
⑱	都市景観緑賞受賞記念碑（平成4年（1992））		

ウ 歌碑・顕彰碑（103頁表26、105頁第25図）

史跡地内に建立された石川啄木、宮沢賢治、宮野小提灯の文学碑には、盛岡城跡及び岩手公園の情景を描いた歌と詩が、新渡戸稲造の記念碑には、稲造自筆の署名が刻まれている。

(ア) 石川啄木歌碑（⑤）

不來方の お城の草に寝ころびて 空に吸はれし十五の心

この歌碑については、石川啄木生誕70周年を記念し、昭和30年（1955）10月に盛岡啄木会が中心となって建立したものである。旧盛岡藩士邸の庭石であったとされる石に銅版がはめ込まれているもので、歌碑の揮毫については啄木の盛岡中学の先輩で、生涯の親友であった金田一京助によるものである。

(イ) 宮沢賢治詩碑（⑭）

「かなた」と老いしタピングは 杖をはるかにゆびさせど
東はるかに散乱の さびしき銀は声もなし
なみなす丘はぼうぼうと 青きりんごの色に暮れ
大学生のタピングは 口笛軽く吹きにけり
老いたるミセスタッピング 「去年（こぞ）なが姉はこゝにして
中学生の一組に 花のこぼを教へしか」

弧光燈（アークライト）にめくるめき 羽虫の群のあつまりつ
川と銀行木のみどり まちはしづかにたそがるゝ

この詩は、近代的なまちなみに変貌していく岩手公園や中ノ橋周辺を詠んだもので、宮沢賢治の亡くなる一ヶ月前にあたる昭和8年（1933）年8月22日付の文語詩百編の一つである。

なお、この詩碑については「賢治の詩碑を岩手公園に建てる会」により、昭和45年（1970）9月に建立されたものである。

(ウ) 新渡戸稲造顕彰碑 (⑥)

願はくはわれ太平洋の橋とならん

この記念碑については、新渡戸稲造生誕百年を記念し、昭和37年（1962）9月8日に除幕された。黒御影磨き仕上げの直方体をずらし、千切状の小豆色のスウェーデン産御影石で留めたような造形に「願はくはわれ太平洋の橋とならん」と活字体で故人の自筆の署名を刻んでいる。

設計者は、博物館明治村の初代館長としても知られる谷口吉郎である。谷口は、東京帝国大学を卒業、東京工業大学教授を務め、藤村記念館（昭和33年（1958））、帝国劇場（昭和41年（1966））、東京国立近代美術館（昭和44年（1969））、迎賓館和風別館（昭和49年（1974））等を設計した。

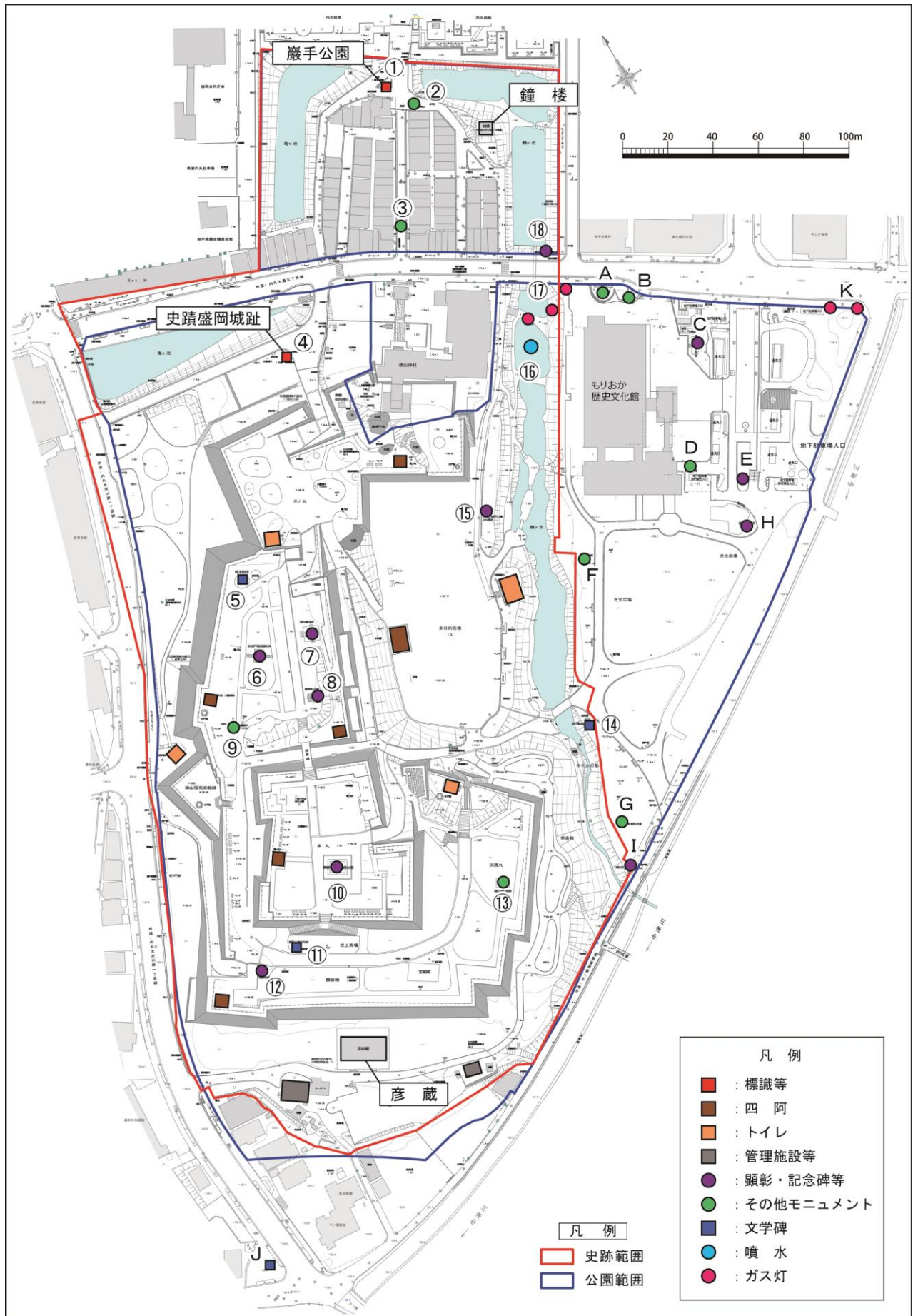
盛岡では、原敬記念館（昭和33年（1958））の設計を行っており、それが縁となって記念碑建設事業世話人会が谷口に設計を依頼したものである。谷口は、世話人会とともに岩手公園を歩きながらこの場所を選定したそうである。

なお、下ノ橋町（旧鷹匠小路）にある新渡戸稲造生誕地を記念する標識も谷口の設計である。

(I) 宮野小提灯句碑 (⑩)

月待つや 独り 古城の松のもと

この句は、太平洋戦争が始まる直前の昭和16年（1941）に発刊された句集『矮鶏』に収められた作品で、昭和26年（1951）11月、当時、岩手県立図書館の館長を勤めていた鈴木彦次郎の呼びかけにより、宮野の門下生たちにより建立されたものである。



第25図 史蹟とその周辺の工作物



銅鐘と鐘楼



彦蔵



史蹟盛岡城趾標識



石川啄木歌碑



新渡戸稲造顕彰碑



南部利祥中尉騎馬像台座



宮野小提灯句碑



宮沢賢治詩碑

写真 指定地内の移築建造物・記念碑等

(4) 史跡周辺の社会基盤

①道路

史跡の北東側には、盛岡市役所前交差点を終点とする宮古市方面からの国道 106号が、また、同交差点を起点として岩泉町に向かう国道 455号が史跡の北側を東西に通っている。さらに、下曲輪を分断する形で都市計画道路中ノ橋大通線が通っているほか、史跡の西側には都市計画道路下ノ橋更ノ沢線が通っている。

②官公庁

史跡周辺は、明治期以降から県庁・市役所・岩手郡役所等が建つ行政の中心地区であった。昭和32年（1957）、全国第一号として官公庁一団地に指定されたことにより、行政機能の集約を図るため国や県の合同庁舎等が当該地区へ誘致され、現在では、岩手県庁をはじめ、盛岡市役所、盛岡地区合同庁舎（県）、盛岡地方検察庁、盛岡地方裁判所、岩手県警察本部、盛岡東警察署が立地している。

③公園・緑地

史跡の内堀を挟んで北側には内丸緑地、約300m北東の県民会館北側には緑の広場（旧内丸公園）が所在する。さらに、中津川を挟んだ南側には新渡戸稲造生誕の地が新渡戸緑地として整備されている。

④学校

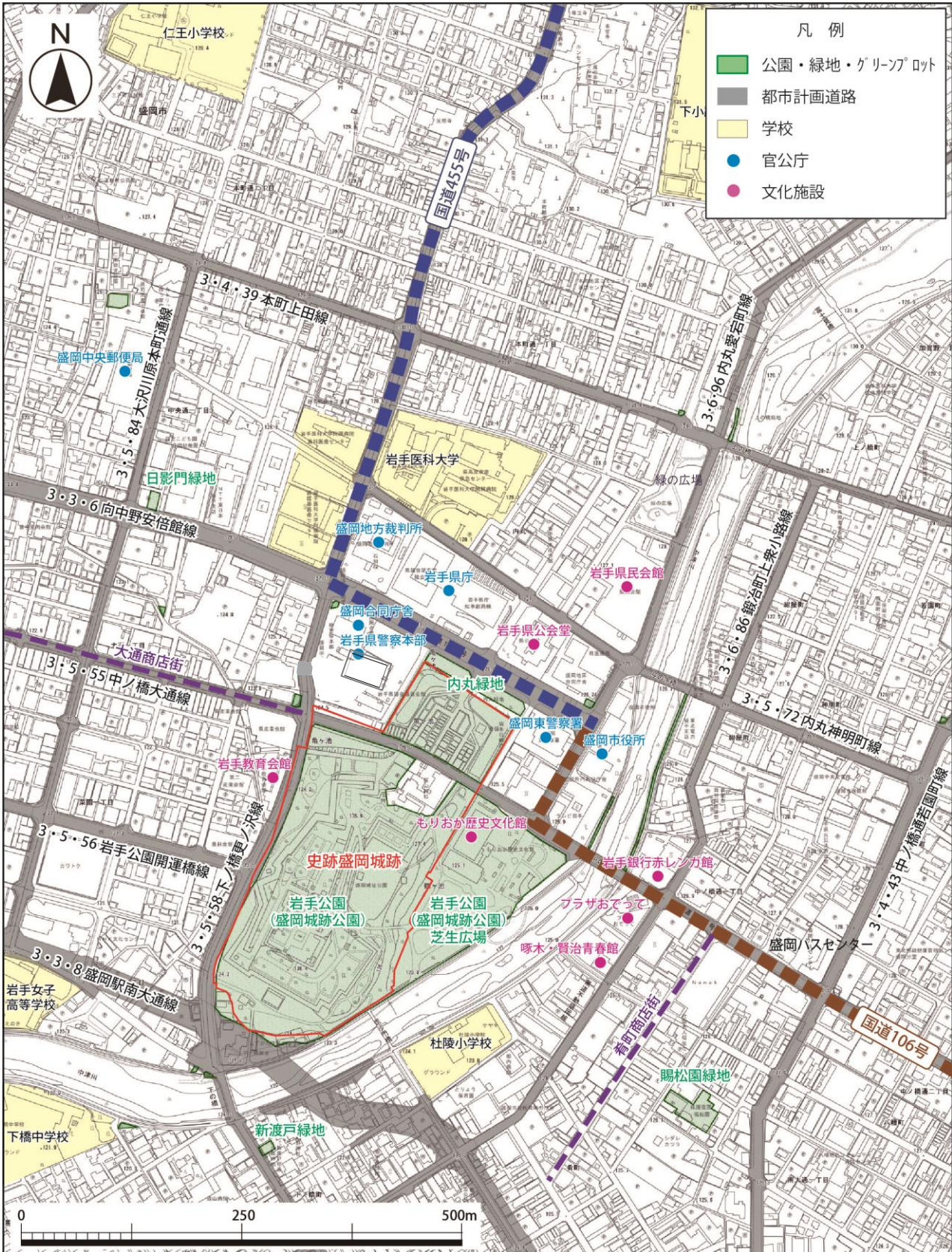
史跡指定地内には、かつて私立岩手女子高等学校（のち不来方中学校、市立図書館）のほか、同校寄宿舎（現：彦蔵周辺）があり、周辺には師範学校、師範学校女子部（現：盛岡合同庁舎敷地）や工業学校、杜陵高等学校（現：芝生広場）が立地していた。

現在では、史跡地内の学校施設は撤去され、周辺の学校も大半が廃止または移転しているが、中津川を挟んだ東側に盛岡市立杜陵小学校、南側には盛岡市立下橋中学校、都市計画道路下ノ橋更ノ沢線を挟んで西側には私立岩手女子高等学校が立地している。

⑤文化施設

史跡周辺には、かつて物産陳列館（現：芝生広場）、県立図書館（現：内丸緑地）、盛岡市立図書館（現：彦蔵西側）等をはじめとする文教施設が集中していた地区でもある。

現在は、昭和2年（1927）に建設された国登録有形文化財（建造物）の岩手県公会堂のほか、県民会館、教育会館等の施設があるほか、中津川の対岸には国指定重要文化財（建造物）の岩手銀行（旧盛岡銀行）旧本店本館を活用した「岩手銀行赤レンガ館」と旧第九十銀行本店本館を利用した「もりおか啄木・賢治青春館」、市内の観光案内や県内の物産販売、多目的ホールを備えた「プラザおでつて」が立地している。また、史跡隣接地（芝生広場）には、旧県立図書館を再整備し、藩政時代史料の展示機能のほか、観光拠点としての機能を有する「もりおか歴史文化館」が立地している。



第 26 図 史跡周辺の社会基盤

(5) 景観

盛岡城跡のうち、史跡に指定されている区域は内曲輪の部分（西辺部を除く）である。重臣屋敷の存在した外曲輪と城下の大半を包括する遠曲輪は史跡指定地外となっている。

盛岡城跡からの眺望は、本丸、二ノ丸から岩手山や南昌山を望む南西及び西側の景観が魅力であるが、史跡東側の中津川方面への眺望は樹木により眺望が遮られている箇所が多い。さらに史跡の東側では高層住宅等の建設が進んでいることから、東側の山並みへの眺望が妨げられてきている。

史跡周辺からの眺望景観のうち、指定地の北側から西側については、商業地及び官庁街に接していることから、この方面からの城への眺望は制約を受けている。東側から南側にかけては中津川に面し、川の対岸からは緑豊かな落ち着いた景観が形成されているが、一部の範囲では繁茂する樹木により城郭の存在が分かりにくくなっている。



二ノ丸から望む岩手山



本丸から望む南昌山



中津川から淡路丸方向（史跡南東側）



中津川から二ノ丸・台所方向（史跡東側）

2 活用の現状

盛岡城跡は盛岡城跡公園（岩手公園）として常時開園・公開しており、主要な動線沿いには、誘導標識や説明板を整備している。

発掘調査や整備事業に際しては、現地説明会や体験会などを実施して、市民の興味や関心に応えている。発掘調査成果は盛岡市遺跡の学び館で展示、報告書を刊行して公表している。史跡に隣接するもりおか歴史文化館は南部家資料を保存・活用する施設で、盛岡城跡を紹介する展示スペースが設けられ、ガイダンス機能を担っている。もりおか歴史文化館の企画展・テーマ展と連動して、城内を散策するイベントが実施されている。

城内の解説は出前講座などで文化財担当者が対応するほか、公益財団法人盛岡観光コンベンション協会の盛岡ふるさとガイドが盛岡城跡を巡るコースを設定している。

学校教育では小学校、中学校の総合学習や校外学習の場、県外の修学旅行の場として利用されている。情報発信の点では市ホームページやSNSを利用して、盛岡城跡の紹介、観光情報を随時発信している。

盛岡城跡は古くから、花見や紅葉など四季折々の景観を楽しむことができる場所として、多くの市民や観光客が訪れているほか、近年では公園を活用した催事（いしがきミュージックフェスティバル等）が行われている。

このように盛岡城跡では、多様な目的で訪れる人々がいる一方、盛岡城跡の歴史的価値を知ってもらうための機会や情報が少ないのが現状である。また、城内に残る唯一の歴史的建造物である彦蔵（市指定文化財）は公開が限定されており、所在する淡路丸下南地区は来園者が少ない点が挙げられる。

表27 盛岡城跡を活用した近年の活動状況例

開催時期	活動内容等	事業主体
4月～5月	盛岡さくらまつり	盛岡市
10月～2月	盛岡城跡公園ライトアップ事業	盛岡市、盛岡商工会議所、盛岡城跡・石垣に灯りをともす会
随時	発掘調査現地説明会	盛岡市
	史跡めぐり	盛岡市
	石垣修復工事見学会	盛岡市
	石曳体験	盛岡市
	もりおか歴史文化館企画展・テーマ展等と連動した城内散策ツアー	もりおか歴史文化館
—	お城博士栗原響大くと学ぶ盛岡城探検隊！	岩手日報広告社ほか

3 整備の現状

(1) 整備基本計画の策定と実施状況

史跡盛岡城跡の整備は、平成24年度に策定した「史跡盛岡城跡整備基本計画」に基づき事業を実施している。第I期整備計画期間（平成25～令和4年度）の事業内容と取組状況について、表28にまとめた。

表28 史跡盛岡城跡整備基本計画 第I期整備計画期間における事業内容と取組の現状

項目	内容	着手時期	現状
石垣修復等	石垣カルテ作成 三ノ丸南東部石垣修理 三ノ丸北面石垣修理 三ノ丸西面石垣修理 淡路丸北東部石垣の修理	H25～30 H27～28 H25～R6 — —	全体の約6パーセント完了 平成28年度完了 令和6年度完了予定 経過観察中 経過観察中
遺構整備	台所門枳形形状表示 台所西側法面地形保全 榊山稻荷曲輪石段修理 坂下門遺構表示改修	H28～ — — —	基本設計作成、遺構確認調査中 未実施 未実施 未実施
利活用・便益施設等整備	パンフレット等制作 彦蔵整備 電線地中化 トイレ移転 主要園路・サイン整備 動線整備（車両用） 四阿改修 鉄柵改修 藤棚改修	— — H25～ — H20～ H28～29 — — H29	未実施 未実施 実施設計作成、一部配管工事完了 設置位置を検討中 本丸・三ノ丸・台所地区等にサイン設置予定 鶴ヶ池橋梁構造調査及び周辺通路整備 令和5年度から実施予定 未実施 撤去
発掘調査等	本丸御殿確認 二ノ丸石土居確認 二ノ丸大書院確認 吹上門及び周辺確認 聖長楼跡確認 文献等資料調査	R1～ — — — — R2～	令和6年度まで実施予定 未実施 未実施 未実施 未実施 継続実施予定
景観・環境整備	植栽維持管理・伐採等 内堀浚渫・池干し等	H29～ H27・28	植栽管理基本計画（H28）に基づき実施 市民主体で実施

(2) 保存のための整備（石垣修復等工事）

石垣修復工事は、石垣の解体修理工事を石垣の損傷（孕みなど）の大きな場所を中心に年次計画で進められており、平成28年度に三ノ丸南東部、令和3年度からは三ノ丸北西部の石垣修復工事に着手している。三ノ丸北西部の工事は令和4年度時点で解体までが終了し、令和5・6年度にかけて積み直しを行う予定である。

現在行われている修復工事は、工事ヤードや石材置場となっている台所（多目的広場）等を封鎖していることから、市民の公園利用が不便な状態にある。しかしながら、工事説明会の開催はもちろんのこと、町内会や小中学生などの個別の団体の見学も積極的に受け入れて、石垣修復工事を通じて史跡への理解を深めることに努めている。

また、石垣修復工事を実施している箇所以外にも石垣の孕みや間詰石の緩み等が認められる箇所があるが、石垣変位調査の計測のデータを解析しながら、崩落の兆候がみられる範囲についてのみ、石垣修復計画を検討することとしている。文化財石垣は極力、オリジナルを後世に伝えることが重要であることから、解体修理だけではなく、様々な手法を用いて保存方法を検討することが求められている。

なお、昭和59年度から平成2年度にかけて実施された淡路丸地区における石垣修復工事（第1期保存整備事業）、平成3年度から平成19年度まで実施された、本丸、二ノ丸、三ノ丸地区の石垣修復工事（第2期保存整備事業）のほか、昭和59年度から平成11年度まで実施された石垣移動量調査、第1期、第2期保存整備事業に当たり実施された発掘調査、昭和59年から平成10年度まで実施した石垣移動量調査について、報告書を刊行している。

表29 保存整備事業の実績

期	年次	年度	修復箇所	石垣修復工事		環境整備等 内容	設計・監理等 内容	測量調査等 面積(㎡)	発掘調査等	
				解体(㎡)	積上(㎡)				回数	面積(㎡)
1期	1	59	淡路丸南東	222.1	199.2			294.0	1・2	293.0
	2	60	淡路丸南東	761.3	350.4			1,816.0	3・4	640.0
	3	61	淡路丸南	331.0	522.0			1,594.0	5・6	1,062.0
	4	62	淡路丸南	394.0	340.0			846.0	7・8	300.0
	5	63	淡路丸南	452.7	381.0			1,028.5	10・11	1,200.0
	6	元	淡路丸南	558.0	370.0			383.0	10・11補	861.0
	7	2	淡路丸南	0.0	350.0			807.0	—	0.0
計				2,719.1	2,512.6			6,768.5		4,356.0

期	年次	年度	修復箇所	石垣修復工事		環境整備等 内容	設計・監理等 内容	測量調査等 面積(㎡)	発掘調査等	
				解体(㎡)	積上(㎡)				回数	面積(㎡)
2期	8	3	本丸・二ノ丸	0.0	0.0			430.0	20	140.0
	9	4	二ノ丸南東	99.0	99.0			290.0	21	249.0
	10	5	本丸北東	319.0	0.0			463.0	22	489.0
	11	6	本丸北東	40.0	15.0			定点観測	22補	79.0
	12	7	本丸北東	0.0	286.0			214.0	—	0.0
	13	8	本丸北西	225.0	227.2			564.0	25・25	327.0
	14	9	本丸北西	0.0	0.0			187.0	—	0.0
	15	10	本丸北西・南西	53.7	25.7			1,488.0	26	186.0

期	年次	年度	修復箇所	石垣修復工事		環境整備等	設計・監理等	測量調査等	発掘調査等	
				解体(m ²)	積上(m ²)	内容	内容	面積(m ²)	回数	面積(m ²)
2期	16	11	本丸南西	196.4	0.0			変位のみ	28	192.0
	17	12	本丸南西	24.6	65.6			560.0	30	330.0
	18	13	本丸南西・吹上坂	70.4	86.2			598.0	31	109.0
	19	14	本丸南西	0.0	55.9			変位のみ	—	0.0
	20	15	本丸南西	0.0	58.5			変位のみ	—	—
	21	16	本丸南西	0.0	12.1			変位のみ	—	整理
	22	17	本丸南西	0.0	0.0			240.0	—	整理
	23	18	三ノ丸南東	0.0	0.0			300.0	—	整理
	24	19	二ノ丸・本丸	0.0	0.0			変位のみ	—	報告書
計				1,028.1	931.2			5,334.00		2,101.00
1・2期合計				3,747.2	3,443.8			12,102.50		6,457.00
期	年次	年度	修復等対象箇所	石垣修復工事		環境整備等	設計・監理等	測量調査等	発掘調査等	
				解体(m ²)	積上(m ²)	対象	内容	面積(m ²)	回数	面積(m ²)
I期	1	25	三ノ丸北西	0.0	0.0	樹木伐採	基本設計	0.0	32	50.3
	2	26	三ノ丸南東・北西	0.0	0.0		基本設計	500.0	34	243.8
	3	27	三ノ丸北西下	0.0	0.0			1,050.0	35	40.8
	4	28	三ノ丸南東	20.0	20.0	電線地中化		105.0	36	520.0
	5	29	三ノ丸北西	0.0	0.0	バラ園撤去等	実施設計等	500.0	37・38	522.4
	6	30	三ノ丸北西・台所	0.0	0.0	電線地中化		100.0	37・38	500.0
	7	31元	三ノ丸北西・台所	0.0	0.0		石垣養生設計等	800.0	37・39	1,050.0
	8	2	三ノ丸北西	0.0	0.0				37	500.0
	9	3	三ノ丸北西	104.0	0.0			1,500.0	37	350.0
	10	4	三ノ丸北西	97.0	0.0			1,500.0	37	350.0
計				221.0	20.0			6,055.0		4,127.3

(3) 活用のための整備

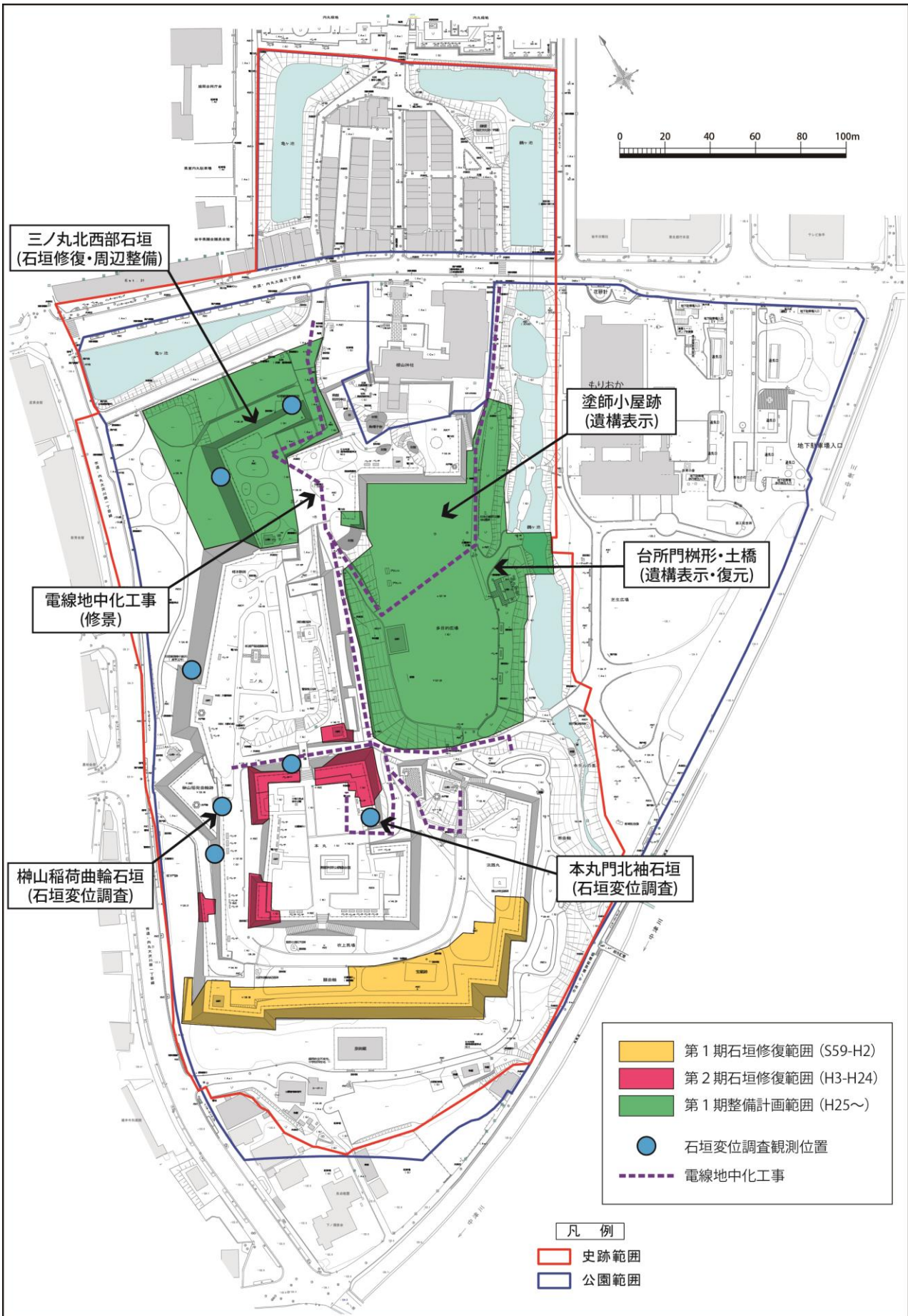
ア 遺構整備

第I期計画期間に掲げられた遺構整備については、台所地区や鶴ヶ池において整備基本設計を作成しており、遺構確認調査を実施しながら、老朽化した公園施設の改修・修繕やバラ園、藤棚の撤去を進めている。

イ 利活用・便益施設等の整備

サイン整備については、平成25年度までに史跡全体を説明する説明板、石垣修復に伴う発掘調査成果を説明する説明板を本丸、二ノ丸、淡路丸に設置しているほか、史跡指定地内に所在する岩手県指定文化財「時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘」や市指定文化財「彦蔵」の説明板を設置している。

環境整備としては、史跡内における歴史的景観を向上させるため、電柱や電線の地中化を進めており、本丸、二ノ丸、三ノ丸、台所地区において電線を敷設するための配管工事を進めている。



第27図 保存整備事業実施位置図

(4) 発掘調査及び史・資料調査

台所地区における土橋や枳形の形状表示等を目的として、平成28年度に台所・鶴ヶ池地区整備基本設計を策定、平成29～30年度にかけて土橋の残存状況や枳形の石垣の正確な位置などを把握するための発掘調査を実施した。

また、櫓や門などの城郭に代表的な歴史的建造物が現存せず、城郭としての本質的価値が理解されにくいことから、本丸地区における歴史的建造物の復元整備や建物跡の遺構表示等を目指し、令和元年度から遺構の確認調査を実施している。

さらに、盛岡城跡の歴史的価値の理解を進めるための活用・整備を推進させるため、文献資料・絵図等の史・資料の収集・調査とともに、明治期の公園整備の際に改変された石垣や枳形、明治7年に取り壊された建物等の構造や変遷を把握するための発掘調査に取り組んでいる。

このほか、史跡指定範囲外ではあるが、遠曲輪や外曲輪の堀や土塁などについても、既存の史・資料とともに、必要に応じて発掘調査を実施するなど、城郭の全体像を確認するための取組を行っている。さらに、近世城郭の普請に欠くことのできない石垣の石材産地や、屋根瓦を生産した窯跡等の所在についても調査を行うなど、多角的な取組を進めている。

(5) 景観・環境整備

平成29年度から、平成28年度に策定した「史跡盛岡城跡植栽管理基本計画」に基づき、石垣や遺構の保存に影響のある樹木のほか、城内外からの眺望景観上支障となる樹木の剪定や伐採を進めている。

さらに、内堀である鶴ヶ池・亀ヶ池の水質を向上させるため、平成27・28・30年の三か年にわたり、市民参加型のイベントとして池の浄化に取り組んでいる。

4 運営・体制の現状

(1) 運営等の体制

盛岡市における盛岡城跡に関連する組織は以下の通りである。

史跡盛岡城跡の歴史的価値の理解を進める活用・整備を推進させるため、文献資料・絵図等の史・資料の収集・調査については、盛岡城復元調査推進室が中心となって取り組んでいる。

表 30 盛岡市における盛岡城跡の保存活用に関連する組織体制

組 織	業務内容	関連する事業等
市長公室 企画調整課 盛岡城復元調査推進室	史跡盛岡城跡歴史的建造物復元に係る史・資料の調査、研究	・盛岡城に所在した建造物等に関連する史・資料調査等
総務部 管財課	財産の管理、貸付等	・史跡盛岡城跡指定地内普通財産の管理
交流推進部 観光課	観光誘客宣伝、観光施設整備（指定管理）、MICE（マイス）誘致推進、教育旅行誘致等	・案内表示や文学碑説明板等の維持管理及び更新設置 ・ボランティア（盛岡ふるさとガイド）の活用・育成等
都市整備部 公園みどり課	公園施設の整備及び維持管理、使用に係る許可、 史跡盛岡城跡保存整備事業の推進	・石垣の解体修復及び日常管理（石垣変位調査等） ・史跡整備（遺構の保存整備、環境整備等） ・指定管理者による公園施設の維持管理 ・行政財産の使用許可等
都市整備部 景観政策課	景観法に基づく建築行為等の届出の審査、屋外広告物設置許可	・盛岡市景観計画に基づく、史跡指定地内及びその周辺における建築行為に対する審査・指導 ・屋外広告物条例に基づく広告物等（各種サインを含む）の設置に伴う許可・指導
教育委員会事務局 歴史文化課	史跡名勝天然記念物の保存と活用普及、埋蔵文化財発掘調査と活用普及等	・史跡保存活用計画の策定 ・史跡現状変更に係る協議・手続 ・史跡指定地内の遺構確認調査 ・埋蔵文化財包蔵地における発掘調査

(2) 市民協働による維持管理

盛岡城跡と芝生広場を含む岩手公園（盛岡城跡公園）については、維持管理を都市整備部公園みどり課が指定管理者に委託する形で進めている他、多くの市民ボランティアによって施設の維持や補修、園内の美化・清掃の取組がなされている。

盛岡市では、昭和29年に発足した「盛岡市美化運動協議会」や昭和45年の岩手国体を契機として、市民や団体が公園や河川などの美化・清掃活動に参加するなど、環境保全に対する市民意識の高まりがあり、今日も岩手公園（盛岡城跡公園）は、美化・清掃活動の場として継続している。

特に、本丸から二ノ丸を結ぶ「渡雲橋」の欄干の塗装やコンクリートの躯体の補修を「盛岡南ロータリークラブ」が、曲輪の縁辺に設置された鉄柵の塗裝修繕を「岩手県塗装工業組合」が定期的

に行っている。また、樹木の手入れや落ち葉の清掃を行う「盛岡保護観察所」、「盛岡福祉事務所」、「盛岡清掃奉仕会」、「盛岡市老人クラブ連合会」ほか多数の団体、花壇や草花の手入れを行う「園芸クラブみどり」など、無報酬で作業している。また、盛岡城跡公園亀ヶ池浄化「モリモリ」プロジェクトは、多くの市民が参加する形で平成27・28・30年に亀ヶ池や鶴ヶ池の清掃作業を行った。

5 課題

史跡盛岡城跡においては、史跡指定以降の経過や、平成21年度に実施した現況調査結果に加え、平成23年度に策定した「史跡盛岡城跡保存管理計画」や平成24年度の「史跡盛岡城跡整備基本計画」策定以降の経過等から、以下のような課題が明らかとなった。

(1) 保存に関する課題

- ・盛岡城の歴史的価値を保存し、維持向上させていくため、盛岡城の歴史や構造を把握するための発掘調査や史・資料の調査を継続的に実施する必要がある。
- ・石垣の挙動調査（石垣変位調査）については、観測開始から20年以上が経過しており、観測データの蓄積が進んでいるほか、他の自治体での実施例から新たな知見も見出されているため、これまでの取組を総括するとともに、今後の観測地点や観測方法など新たな石垣変位調査の方針を定める必要がある。
- ・盛岡城跡全体の石垣の現状を把握し、安定度等を検証・評価するため、石垣カルテの作成に取り組む必要がある。また、一部の石垣については、緊急を要する修復工事を要しないものの、孕みや陥没などが見受けられる箇所が存在することから、必要に応じて修復工事や石垣の現状を維持するための措置として、部分的な補強（間詰石の充填）や崩落防止措置（ネット設置）等を行うなど、遺構の保全と公園利用者の安全確保の観点も踏まえながら、継続的に適切な経過観察を行う必要がある。
- ・地下遺構の調査が不十分であるため、現地表面から近世の遺構面までの深さや位置、残存状況、規模等の把握が十分ではない範囲が多いことから、確認調査を実施した上で、地下遺構の保護措置を検討する必要がある。
- ・石垣の変状の原因となっている樹木については、「史跡盛岡城跡植栽管理計画」に基づき伐採作業が進んでいるが、史跡の東～南東部を中心に、周囲からの眺望景観を阻害している箇所が見受けられることから、継続的に樹木の維持・管理を行う必要がある。
- ・櫻山神社参道地区については、将来のまちづくりについて、地域住民との合意形成を踏まえた上で検討を進めることとする。また、地区内の建築物については、昭和30年代後半に建築されたものが多く、老朽化が進行しているため、具体的な対応方針を示す必要がある。

(2) 活用に関する課題

- ・盛岡城跡の歴史的・文化的価値を普及・啓蒙するため、史跡を解説するパンフレットやホームページの充実を図るとともに、AR（拡張現実）やVR（仮想現実）コンテンツの作成も視野に入れた事業展開が必要である。
- ・史跡盛岡城跡を中核として、史跡と密接に関係する城下町の範囲に所在する関連遺跡のほか、近世・近代の歴史遺産の活用を図るため、解説資料やサイン等の整備を進める必要がある。
- ・史跡に隣接するもりおか歴史文化館と一体化した運用を推進するため、盛岡城や南部家に関する展示会の開催や、インフォメーションの在り方、アクセス性の向上、見学ルートの設定等を検討するなど、相互の連携を強化する必要がある。
- ・彦蔵は、城内に存在する唯一の藩政時代の建造物である。現在は、彦蔵が位置する淡路丸下南地

区も公園の維持管理のためのバックヤードのようになっており、来園者も少ない状況である。彦蔵の存在を周知して、公開活用する機会や方法を検討する必要がある。

(3) 整備に関する課題

- ・平成25年度以降実施している、史跡の内容解明のための発掘調査のほか、令和2年度から集中的に推進している盛岡城に関連した史・資料調査の成果の蓄積を図りながら、遺構の平面表示や歴史的建造物の再現の検討に取り組む必要がある。
- ・近世城郭としての整備内容と長岡安平の原案による公園整備内容、公園としての動線や各種記念碑等については、各種調査研究成果を踏まえつつ、整備範囲の利用形態などについて十分な検証を行った上で実施する必要がある。
- ・現在の公園施設は老朽化しているものや、歴史的景観を阻害しているもの、車いすやベビーカー等の通行に対する配慮が必要な箇所も存在する。また、公園の維持管理のための施設や市民・観光客のためのインフォメーション施設等、現状では対応できない施設の必要性も認められる。より多くの来園者が利用しやすい公園としていくため、遺構の保全と歴史的景観との調整を図りながら整備を検討する必要がある。
- ・堀跡（鶴ヶ池・亀ヶ池）の水質を改善させるため、堆積物の除去や中津川から引水している水量の増加など、環境保全のための対策を講じる必要がある。
- ・電柱をはじめとする工作物の設置等が行われ、景観が損なわれている点も見られる。電線の地中化に向け、部分的に配管工事等が行われているが、地下遺構の保存を図りながら、整備を推進させていく必要がある。
- ・史跡指定地内に所在する四阿等は、建築基準法上適法性が不明確となっていることから、整備の実施に当たっては、敷地形状の確定とともに、建築基準法等関連法令との適法性について整理する必要がある。

(4) 運営・体制に関する課題

- ・相当量の整備事業を長期にわたって推進する必要があることから、専門的な組織体制盛岡城跡の保存活用に関わる市の関係各課の取組について、横断的に調整する組織が必要である。
- ・多くの市民の協力のもと維持管理がなされていることから、今後も各団体等に対して各種事業に関する情報提供を適宜行いながら、協働の維持管理に努める必要がある。
- ・現在、指定管理者と多くのボランティアにより除草や清掃、公園施設の維持管理がなされているが、老朽化した施設に関しては、通常の維持管理の限界も散見される。また、芝生広場など史跡の歴史性に配慮した維持管理方法が求められる範囲については、適切な手法を指導・助言する必要がある。

6 関連法令・諸計画

(1) 各種法的規制

ア 法令

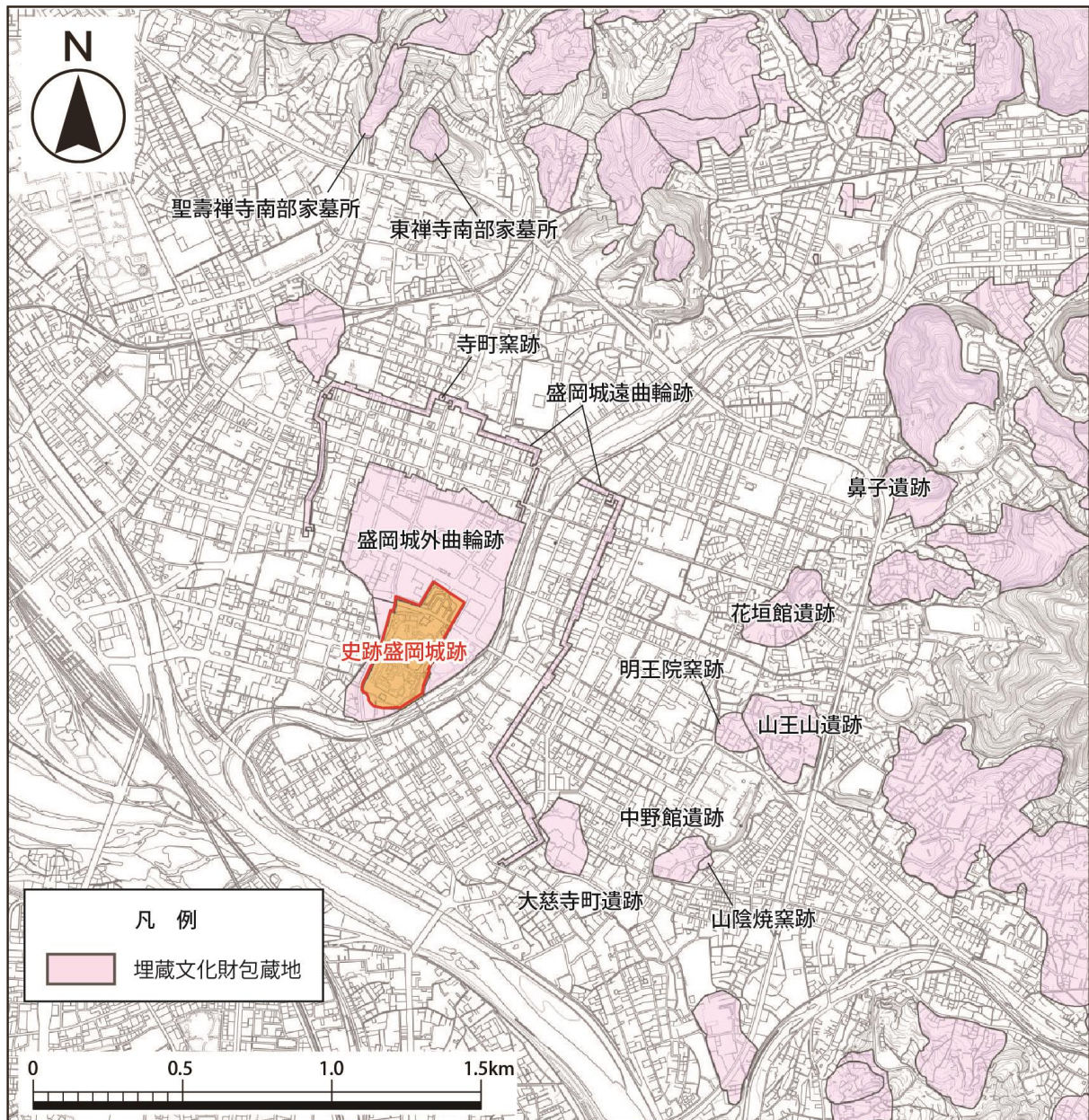
①文化財保護法（昭和25年法律第 214号）

文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）

盛岡城跡は、史蹟名勝天然紀念物保存法（大正 8 年法律第 44 号。以下「旧法」という。）により、昭和 12 年（1937）4 月 12 日に国の史跡として指定されている。

昭和 25 年（1950）からは、旧法を廃止して制定された文化財保護法の規定により、建築物の建築、植栽の設置や除却等、史跡の現状変更にあたっては、文化庁長官の許可が必要となっている。

また、史跡指定地外に所在する盛岡城外曲輪（外堀・土塁・重臣屋敷等が所在した範囲）、遠曲輪（外堀・土塁）、石切丁場の一部（東中野字日蔭山：金勢遺跡）については、周知の埋蔵文



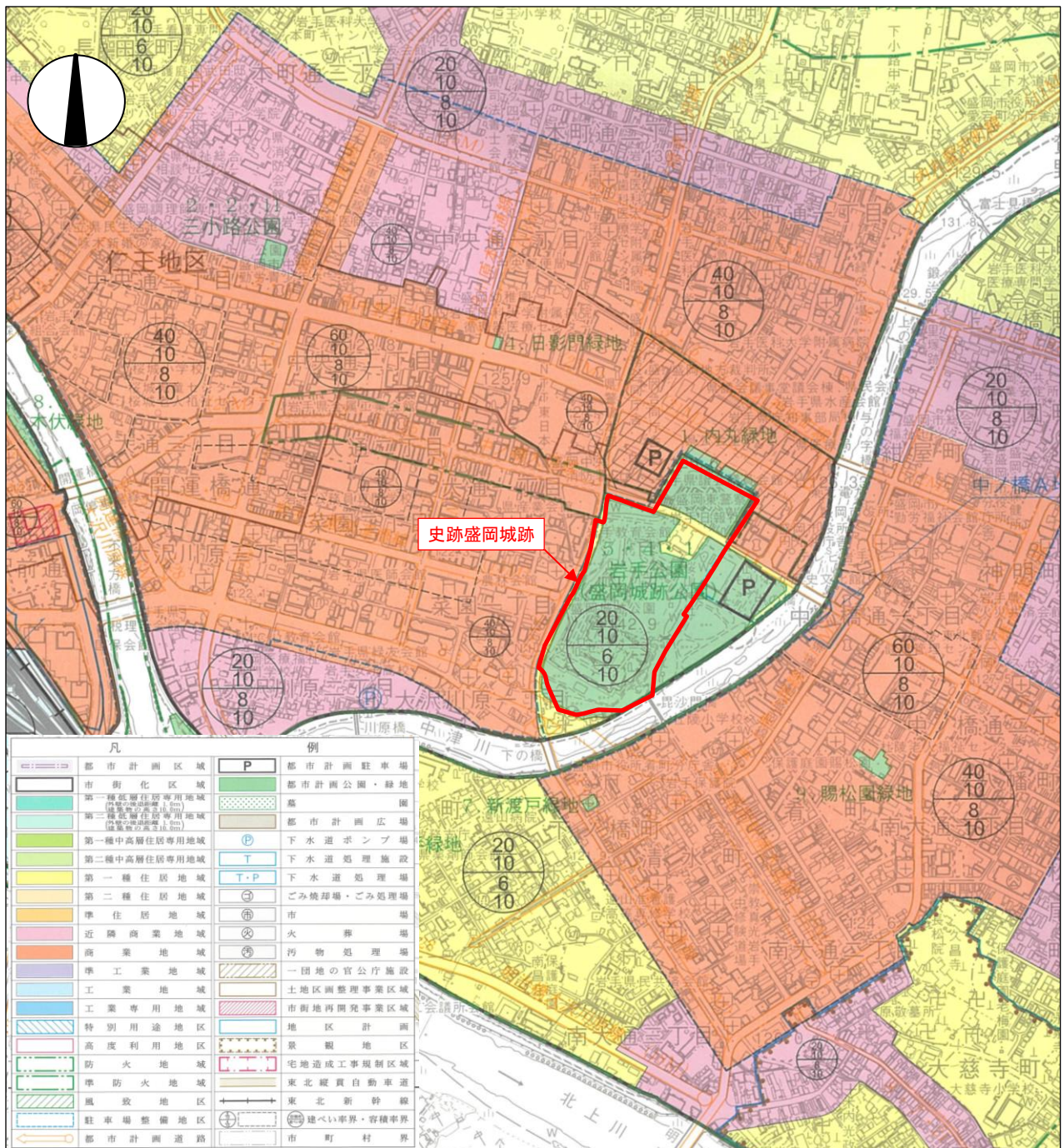
第 28 図 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地

化財包蔵地となっていることから、土木工事などの開発事業を行う場合には、教育委員会に事前の届出等（文化財保護法93・94条）が必要となる（121頁第28図参照）。

②都市計画法（昭和43年法律第 100号）

都市計画法施行令（昭和44年政令 158号）

史跡盛岡城跡は、多くの範囲が都市計画法第 11 条（都市施設）に定める都市計画公園（岩手公園）であり、また都市計画道路（3・5・55 中ノ橋大通線、3・5・58 下ノ橋更ノ沢線）も含まれる。このほか、第 8 条（地域地区）に基づく第一種住居区域に指定された範囲では、建築物の規模（建ぺい率・容積率）、用途に制限が加えられている。（124 頁第 29 図参照）



第 29 図 都市計画図

③都市公園法（昭和31年法律第79号）

都市公園法施行令（昭和31年政令第 290号）

史跡盛岡城跡は、昭和 31 年（1956）5 月 14 日に岩手公園として都市計画決定（9.7 ヘクタール）、同年 10 月 15 日に一般公園として開設（8.7 ヘクタール）されており、区域内における一定の行為が制約される。

なお、昭和 55 年には総合公園として種別変更を行っており、平成 9 年（1997）10 月 17 日には、周辺道路の都市計画決定に伴い、都市計画区域の変更（9.9 ヘクタール）が実施され、平成 17 年 3 月 31 日には開設面積の変更（9.2 ヘクタール）がなされている。

④建築基準法（昭和25年法律第 201号）

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）

都市計画に定められている用途地域（第一種住居地域）、及び準防火区域に指定されている（昭和 26 年（1951）9 月 29 日）ことから、建築物に対して用途制限、形態制限のほか、容積率、建ぺい率、内・外装の材料等について制限が加えられている。

⑤景観法（平成16年法律第 110号）

景観法施行令（平成16年政令 398号）

景観計画において、景観形成重点地域の歴史景観地域に位置付けられていることから、建築物の良好な景観形成のための行為の制限に関する事項として、建築物の色彩及び建築設備に係る勧告基準等が定められている。

⑥消防法（昭和23年法律第 186号）

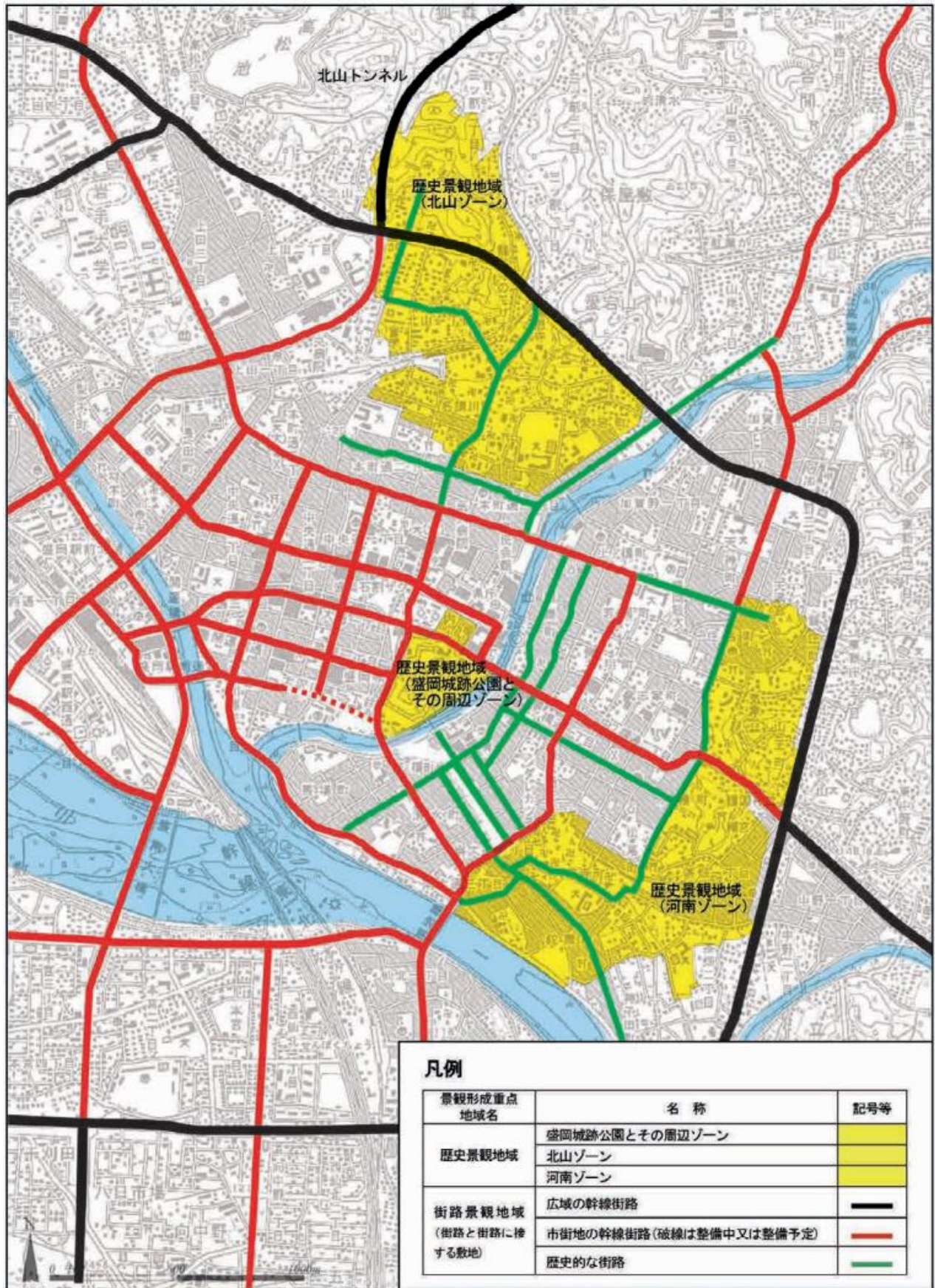
消防法施行令（昭和36年政令第37号）

消防法施行規則（昭和36年自治省令第 6 号）

建築物等については、防火対象物として、用途、規模、構造、収容人員等に応じて、消防用設備等の設置が義務付けられ、適正に維持管理しなければならないほか、防火管理が義務になる場合には、防火管理者を選任し、防火管理業務を行わなければならない。

⑦鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

史跡内の大半を含む地区（12 ヘクタール）が、岩手県の鳥獣保護地区に指定されており、鳥獣の捕獲のほか保護繁殖に係る環境保全が必要な地区となっている。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平20業復 第790号)」

第30図 盛岡城及び周辺の景観計画における位置付け

イ 条例

①岩手県文化財保護条例（昭和51年条例第44号）

盛岡城下曲輪北東部の土塁上に、岩手県指定有形文化財（工芸品）時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘（平成27年11月6日指定）が所在しており、文化財の修理をはじめとする現状変更にあたっては、岩手県教育委員会教育長の許可が必要となる。

②盛岡市文化財保護条例（昭和53年3月25日条例第21号）

盛岡城南側の米内蔵が所在した箇所に、都市計画道路整備工事に伴って移転設置された、市指定有形文化財（建造物）彦蔵（平成23年3月24日指定）が所在しており、建造物の改修・修繕などといった文化財の現状変更にあたっては、盛岡市教育委員会教育長の許可が必要となる。

③盛岡市都市公園条例（昭和52年条例第10号）

史跡盛岡城跡については、昭和31年（1956）5月14日に岩手公園として都市計画決定（9.7ヘクタール）、同年10月15日一般公園として開設（8.7ヘクタール）され、区域内における一定の行為が制約されている。

なお、昭和55年には総合公園として種別変更を行っており、平成9年（1997）10月17日には、周辺道路の都市計画決定に伴い、都市計画区域の変更（9.9ヘクタール）が実施され、平成17年3月31日には開設面積の変更（9.2ヘクタール）がなされている。

④建築基準法施行条例（平成12年条例第37号）

高さ2メートルを超えるがけ（宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第1条第2項に規定するがけをいう。以下同じ。）又は当該がけの上に接する土地（がけの下端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の土地をいう。以下同じ。）若しくは当該がけの下に接する土地（がけの上端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の土地をいう。以下同じ。）に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合は、安全上支障がない施設等の設置が必要となる。

⑤盛岡市屋外広告物条例（平成19年条例第68号）

看板・各種サイン等の掲出及び設置に対して、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆への危害防止を目的とした規制となっている。

⑥盛岡市景観条例（平成21年条例第13号）

盛岡市がこれまで行ってきた景観政策の継承と充実を図り、盛岡固有の良好な景観を守り、創り、育て、次世代に継承できる「美しいまち盛岡」を実現するため、景観計画の策定とともに、景観法の規定に基づく事項その他良好な景観形成に必要な事項を定めることを目的とした規制となっている。

⑦盛岡地区広域消防組合火災予防条例（昭和46年条例第3号）

建築物について、新築、増改築又は用途変更等（テナント変更含む）を行う場合は、事前に使用開始届を提出する必要があるとあり、検査を受けなければならない。

さらに火を使用する設備や指定数量未満の危険物については、条例により設置や取扱いの規制を受ける。

(2) 関連する諸計画等

ア 上位計画

盛岡市総合計画（企画調整課 計画期間：平成27年度から令和6年度）

盛岡市では、平成27年3月に「盛岡市総合計画」（計画期間：平成27～令和6年）を策定し、「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」を目指す将来像として各種施策の推進に取り組んでいる。

基本構想では、目指す将来像を実現させるため、「人がいきいきと暮らすまちづくり」、「盛岡の魅力があふれるまちづくり」、「人を育み未来につなぐまちづくり」、「人が集い活力を生むまちづくり」の4つの基本目標を定めている。

このうち「盛岡の魅力があふれるまちづくり」では、「盛岡を行き交う交流人口を増やし、にぎわいを創出していくため、雄大な自然や美しい景観、城下町の歴史、芸術文化、スポーツ、温かい人情など、盛岡の魅力を守り育てるとともに、まちづくりにいかし、盛岡らしさが光る、魅力あふれるまちをつくりまします」としており、目標を具現化するための施策として、「歴史・文化の継承」、「芸術文化の振興」、「『盛岡ブランド』の展開」、「良好な景観の形成」、「計画的な土地利用の推進」などを上げている。

施策の「歴史・文化の継承」については、「地域に受け継がれている歴史や文化に誇りを持ち、次世代に伝えていくため、文化財の保護に取り組むとともに、市民が歴史や文化に理解を深め、身近に感じることができるよう、文化財の幅広い活用を図ります」とし、盛岡城跡保存整備事業などを主要事業としている。

「良好な景観の形成」では、「景観計画推進事業」などを主要事業と位置付け、「景観計画の方針に基づき、景観重要建造物等の指定とともに、景観重要建造物の保全・活用について、市民との協働による取組を進め、盛岡らしい良好な景観形成の誘導を図る」としている。

さらに「観光の振興」では、「盛岡の歴史、文化、先人、まち並みなど、地域資源を最大限に活用した観光地域づくり」、「観光案内板などの多言語表記、外国人観光客や外国籍の市民が、祭りや伝統芸能などを気軽に体験できる仕組みづくりを推進する」としている。

また、「都市基盤施設の維持・強化」では、「快適で住み良い都市環境形成のため、都市公園や緑地等の整備を推進し、盛岡の緑に対する市民意識の高揚や公園等の利活用の向上に努める必要がある」としており、主要事業として、盛岡城跡公園等の整備を推進することとしている。

イ 関連する岩手県の計画

岩手県文化財保存活用大綱（岩手県教育委員会：令和3年3月）

文化財保護法第183条の2の規定に基づき、岩手県が定めた県内の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示したものである。

本大綱において、目指すべき将来像「多様な文化財を守り育て、地域の誇りとして、次世代へ継承する「いわて」のもと、〔保存・継承〕・〔調査・研究〕・〔活用・地域づくり〕の3つの側面を基本方針とし、それぞれ具体的な方策を定めている。その上で、市町村の役割として、文化財

保護に関する手続きの第一義的な対応、文化財所有者との連携や指導と助言、文化財保存活用地域計画の作成、市町村指定文化財の指定等、主に市町村指定の文化財の修理等の補助事業の実施、域内の文化財保護に関する調査・研究、活用事業の実施、所管する文化施設等の運営、管理団体としての指定文化財の管理、修理等、文化財保存活用支援団体の指定、市町村及び民間事業者が行う開発に伴う埋蔵文化財調査の実施等の役割を担うものとされている。

ウ 関連する盛岡市の諸計画（策定年次順）

①お城を中心としたまちづくり計画（公園みどり課：平成21年10月策定）

城下町盛岡の原点であり、市街地の核であるお城（盛岡城跡）を中心とした地区において、史跡の保存整備と都市公園整備との調和のもとに、お城の風格や城下町の情緒等地区の特性を活かした総合的なまちづくりを通して、都心の魅力を高め、地区の活性化を促す目的とするものである。

計画の対象地区を史跡指定地及び都市公園範囲を「史跡・公園エリア」、盛岡城跡を中心とした概ね直径1kmを「お城周辺エリア」として、エリア毎にまちづくりの具体的な実施計画を推進しようとするもので、当計画については、盛岡城跡公園（岩手公園）の整備計画、櫻山神社参道地区（盛岡城下曲輪部分）の方向性の検討も位置付けられている。

②盛岡市歴史文化基本構想及び歴史文化保存活用計画（歴史文化課：平成23年3月策定）

「基本構想」については、盛岡市内の文化財について、文化財と地域との関係や自然環境、背景を含めて総合的把握を行い、歴史性や地域性を活かしたまちづくり、地域づくりを目指すことを目的としている。

「保存活用計画」については、歴史文化基本構想に基づき、関連文化財群の内容を明確にして、歴史文化保存活用区域を設定し、市内に多く所在する文化財を保存活用し、まちづくりにつなげていくことを目的としているものである。当構想及び計画においては、城下町の中心であり、城下町形成の原点であった史跡盛岡城跡（盛岡城跡公園）を中核として、中心市街地に分布する文化財の保存と活用を図ることとし、隣接するもりおか歴史文化館については、盛岡城跡や城下町そのものを野外展示、もりおか歴史文化館を屋内展示として捉え、史跡盛岡城跡や城下町などの保存活用の拠点施設として位置付けている。

③史跡盛岡城跡整備基本計画（公園みどり課：平成25年（2013）3月策定）

※計画期間 平成25年度～令和14年度

本計画は、平成23年度に策定された史跡盛岡城跡保存管理計画において示された盛岡城跡の保存・整備・活用の基本方針等に基づき、本市を代表する貴重な歴史遺産として、さらに市民の憩いの場、中心市街地の核となる地域資源としての活用を推進するための基本計画を定めている。

計画期間は、平成25年度から令和14年度までの20年間とし、前半の10年間（第Ⅰ期整備計画期間）については各種調査を行いながら、石垣修復や景観整備、公園施設の再整備などを中心に取り組むこととし、後半の10年間（第Ⅱ期整備計画期間）については、「盛岡の象徴的なランドマークの再生」を目標に、歴史的建造物の復元をはじめとした主要遺構の整備を行うとともに

に、整備のための調査研究を継続して取り組むこととしている。

④史跡盛岡城跡植栽管理基本計画（公園みどり課：平成29年（2017）3月策定）

盛岡城跡や盛岡城跡公園の特徴を表現するために、史跡とその本質的価値の重要な構成要素である石垣・堀・土塁などの遺構の保存を図るとともに、城内外の景観眺望を確保し、盛岡城がより身近な存在となり、市民生活の中に息づく存在となるようにするため、遺跡や遺構の保護のための修景計画と植栽管理を行うための基本方針とともに具体的な整備・管理方法等が定められている。

⑤中心市街地活性化つながるまちづくりプラン（経済企画課：平成30年（2018）3月策定）

※計画期間 平成30年度～令和4年度

盛岡城跡の所在する中心市街地は、行政機能、経済機能、観光機能、そして高度な学術・医療機能が集積し、地域を牽引する役目を担うとともに、都市の特色ある個性を内外に情報発信し、「まちの顔」としての役目を果たす重要な地区となっている。

盛岡市が将来にわたって持続的に発展し、特色あるまちづくりを進めていくには、多くの面で地域を牽引し、居住や交流などの核となってきた中心市街地を活性化していくことが重要となることから、盛岡市独自の計画「中心市街地活性化 つながるまちづくりプラン」を策定し、中心市街地の商業者や商店街、市民及び市などが中心市街地の活性化に向け、それぞれが担う役割を踏まえ、相互に連携し、継続して中心市街地の活性化に取り組むこととしている。

計画では、中心市街地の現状・分析とともに、プランの基本方針、指標と評価、目標達成のための取組が示されている。

⑥盛岡市景観計画（景観政策課：平成30年10月）

昭和59年度に策定した都市景観形成ガイドラインによる景観施策を継承・発展させ、歴史文化を大切にしたい「潤いと彩りのあるまちの風景づくり」を目標像に、次世代に継承できる「美しいまち盛岡」を実現していくこととしている。この目標像を実現するため、「ふるさとの山の眺望を大切にしたい風景づくり」、「歴史と伝統が息づく風景づくり」など5つのテーマを掲げ、盛岡固有の景観を守り、創り、育てる施策を展開していくこととしている。

盛岡城跡については、景観形成重点地域の歴史景観地域「盛岡城跡公園とその周辺ゾーン」、街路景観地域「市街地の幹線道路」に指定されている。また、盛岡城跡からの眺望の確保については、史跡地の周辺及び隣接地が一体となって歴史的 雰囲気形成するものと位置付け、山並み眺望として、「盛岡城跡公園からの岩手山眺望領域」、「盛岡城跡公園からの南昌山の眺望領域」の確保が位置付けられている。

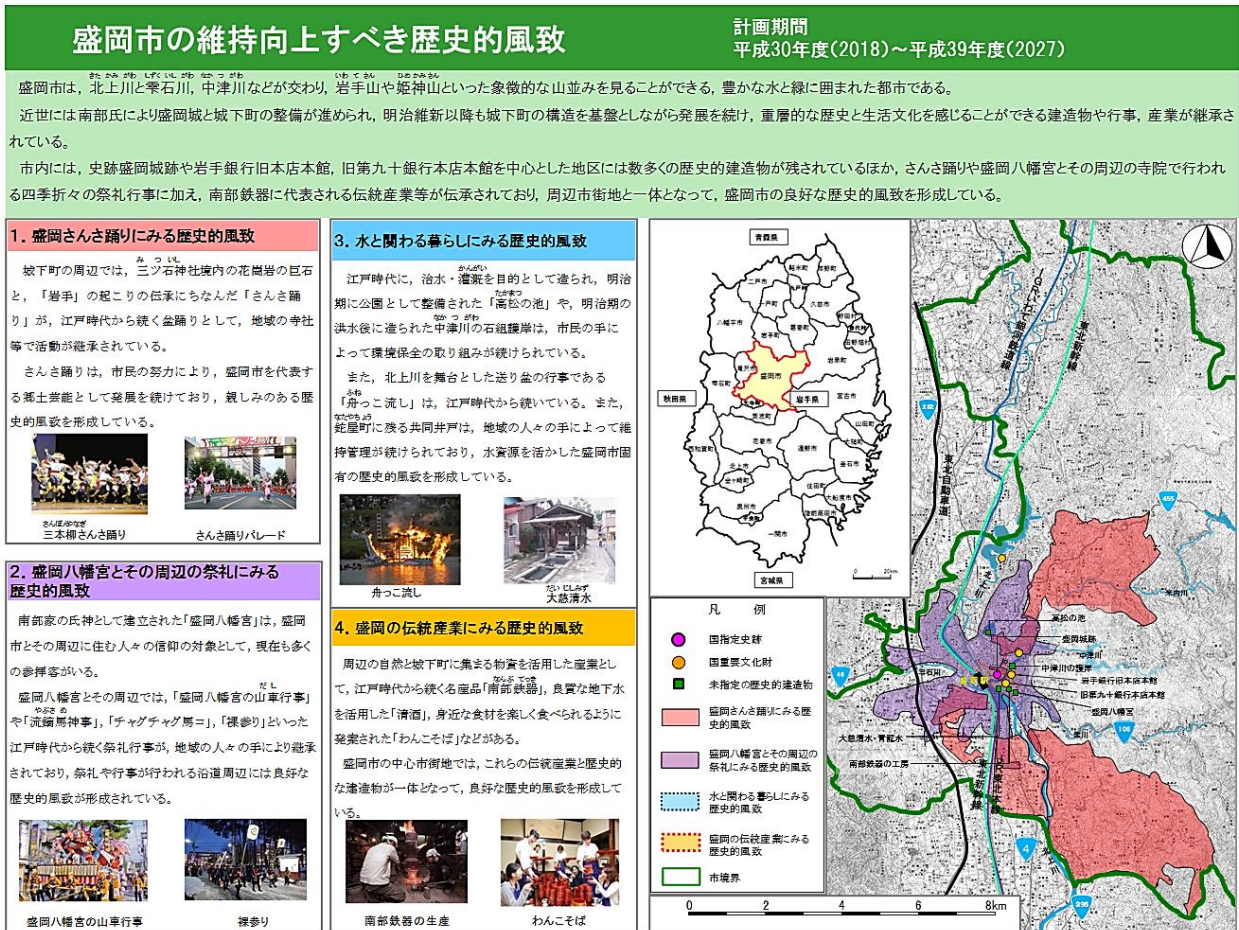
⑦盛岡市歴史的風致維持向上計画（景観政策課・歴史文化課：平成30年11月13日認定）

※計画期間：平成30～令和9年度

平成20年に制定された「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、盛岡市固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ継承していくために必要な事項を定め、盛岡市の持つ美しいまち並みや文化、人材など

の地域資源を活用し、盛岡市らしいまちづくりを進めることを目的に策定された。

本計画において、特に歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を、重点的かつ一体的に推進する必要がある範囲として設定された重点区域には、史跡盛岡城跡をはじめとする歴史的価値の高い建造物等が所在しており、計画ではこの区域を中心に、盛岡城跡における石垣修復や遺構整備、公園施設整備をはじめとする、歴史的建造物の維持保全、市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化の振興等に関連する各種事業が位置付けられている。



第31図 盛岡市歴史的風致維持向上計画の概要

⑧盛岡市立地適正化計画（都市計画課：令和2年3月作成）

※計画期間：令和2～17年度

本計画は、今後の人口減少、少子化、高齢化の中で、住宅や医療、福祉、商業施設などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が、これらの生活利便施設にアクセスしやすいよう、交通なども含めて都市全体の構造を見直し、持続可能な都市構造への誘導を図るため、中長期的な視点で市街化区域の中に居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施設を設定するとともに、これらを誘導するための誘導施策等を設定するもので、史跡盛岡城跡（盛岡城跡公園）保存整備事業については、都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策のひとつ、「歴史的まちなみの魅力の向上」を図るものとして位置付けられている。

⑨盛岡市シティプロモーション指針及び推進計画（都市戦略室 計画期間：令和2年度～令和6年度）

“市内外に「盛岡を愛する人」を増やし、盛岡市が選ばれる都市となること”を目指し、盛岡らしい有形・無形の価値や魅力（盛岡ブランド）を掘り起こし、磨き上げ、その魅力を活用するとともに、効果的・戦略的な情報発信を行うことにより、良好な都市のイメージを形成する一連の取組（シティプロモーション）を推進するための指針及び計画である。

盛岡城跡は、盛岡ブランドのコンセプトの1つである「自然と暮らしの物語」を構成する要素として平成18年1月に市が行った「盛岡ブランド宣言」においても言及されており、豊かな自然に恵まれ、街なかに歴史的建造物が残る、都市と自然、利便と伝統など様々な要素が調和する盛岡のまち並みを象徴する魅力の一つである。

⑩盛岡市観光推進計画（観光課：令和2年3月）

※計画期間：令和2～6年度

観光を取り巻く環境の変化に的確に対応し、観光分野の中長期的課題を踏まえ、観光施策を総合的かつ効果的に推進し、世界に盛岡ファンを広げ、「旅行先に選ばれる」観光地となるため、「歩いて楽しむまち盛岡」の魅力を高め、リピーターとしての再来訪につながるよう満足度を高める取組を推進するための各種施策とアクションプランを定めている。

⑪盛岡市環境基本計画（第三次）（環境企画課：令和3年3月）

※計画期間 令和3～12年度

環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、目指す将来像を達成するための基本的な考え方として、「持続的な開発目標（SDGs）の考え方の活用」、「環境・経済・社会の総合的向上に向けた取組」、「本市における地域循環共生圏の創造」を掲げている。

目指す将来像を達成するための施策としては、「環境と経済の好循環」、「魅力ある地域づくり」、「持続可能な暮らしへの転換」という環境以外のさまざまな分野横断的な施策が位置付けられるとともに、環境分野においては、「協働・継承」、「気候変動」、「循環型社会」、「自然環境」、「生活環境」の分野ごとに施策を展開することとしている。

⑫第2次盛岡市緑の基本計画（公園みどり課：令和3年3月）

※計画期間：令和3～12年度

都市公園の整備や公共施設の緑化をはじめ、民有地の緑化や緑化意識の高揚などのソフト施策を含めた総合的な計画であり、本市が進める「恵まれた自然と共に生き、互いにささえあう健康福祉都市」を、緑の政策面から推進していこうとするものである。

盛岡城跡公園（岩手公園）については、「盛岡の歴史に触れ合える緑地」とされ、盛岡らしい歴史と風土を感じられる景観を構成する緑地、岩手山を望む緑豊かな視点場として位置付けられている。

⑬盛岡市都市計画マスタープラン（都市計画課：令和3年7月第2回変更）

市町村の望ましい都市像をまちづくりの目標とし、住民参加のもとに策定される都市計画の基本方針となるもので、全体構想と全15地区の地域別構想により構成されている。

盛岡の財産である自然や歴史を維持あるいは活用することで次世代へ継承していくことを基調とした上で、都市の賑わいや活力を高め、人や環境にやさしいまちづくりを目指すものとしているもので、盛岡城跡が所在する地区については、官公庁等の建物の老朽化に伴う更新が必要となっており、歴史性や周辺の環境を生かしながら、都市の中心拠点としての再生を図ることや、盛岡城跡公園（岩手公園）の周辺地区では、歴史文化施設、街路や河川の整備などを通じ、風格と賑わいのある魅力的な都心の形成による、求心力のあるまちづくりを進めることが位置付けられている。

⑭盛岡市地域防災計画（危機管理防災課：令和4年11月）

災害対策基本法（昭和36年法律223号）の規定に基づき、盛岡市域に係る防災対策に関し、防災関係機関の業務の大綱、処理すべき事務及び必要な体制を定めたものである。

史跡盛岡城跡（盛岡城跡公園）については、洪水・大規模な火災の際の指定緊急避難場所に指定されており、有効面積47,040平方メートルに対して23,520人の収容可能人数を見込んでいる。

⑮盛岡市国土強靱化地域計画（企画調整課：令和4年3月）

※計画期間：令和4～7年度

大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年（2013）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）に基づく計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針となるもの。

計画では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、盛岡市が実施している関連事業の進捗状況や課題等を基に脆弱性評価を行い、その結果を踏まえ、リスクシナリオの回避に向けて、主に市が取り組む必要がある施策を「対応方策」とし、史跡盛岡城跡に関連する施策としては、「貴重な文化財や景観資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失」を防ぐため、石垣の維持・保全が位置付けられている。

⑯内丸地区将来ビジョン（企画調整課：令和4年3月）

盛岡市や岩手県の社会経済活動の中心である内丸地区において、建物群の老朽化や官公庁の一部移転、中心市街地の吸引力低下等が課題となっていることから、地区の活力を維持するとともに、まちの魅力や盛岡らしさを次世代に継承していくため、地区のあるべき将来像とその実現に向けた取組の方向性を取りまとめたもの。